

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年5月8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、**研究開発新棟（仮称）建設計画に係る事後調査報告書〔工事中〕の写しの縦覧**を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市幸区小向東芝町1番地 株式会社東芝 研究開発センター 研究開発センター 所長 向井 稔
	指定開発行為の名称	研究開発新棟（仮称）建設計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区小向東芝町1番地
	指定開発行為の目的	既設建物の老朽化に伴う先端研究開発のランドマークとなる新棟の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約73,480㎡
	事後調査の項目等	騒音
	環境影響評価の手続経過	令和3年 5月31日：指定開発行為実施届出 令和3年 6月 7日：条例環境影響評価準備書公告 令和3年10月15日：条例環境影響評価審査書公告 令和3年12月17日：条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	・期 間：令和5年5月8日（月）～令和5年6月6日（火） 土曜日、日曜日は除きます。ただし、幸区役所は第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分まで縦覧を行います。 ・時 間：午前8時30分から午後5時まで ※縦覧開始日は、正午から縦覧を行います。
	縦覧場所	幸区役所及び環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第36条の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・意見書の提出があった場合、アセス条例第37条に基づき、市は事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。 意見書の提出できる期間：令和5年5月8日（月）～令和5年6月6日（火） （郵送の場合は、6月6日消印有効） 提出先：環境局環境対策部環境評価課（〒210-8577 川崎区宮本町1番地） 提出方法：郵送、持参もしくは本市HPにて御提出ください。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の内容及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	ホームページ	縦覧期間中、ホームページで事後調査報告書の閲覧及び意見書の提出ができます。  
	問合せ先	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html 川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は、FAX及びメールでは受け付けておりませんのでご注意ください。